

高鍋町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏内の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了する学生の高鍋町内への移住を伴う県内就職を支援するため、宮崎県と共同して行う宮崎県地方就職学生支援事業（以下「県地方就職学生支援事業」という。）において、東京圏内の大学を卒業・修了して、高鍋町に移住する見込みの者に、予算の範囲内において高鍋町地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金の交付に関する規則（昭和47年規則第21号。以下「規則」という。）、宮崎県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年5月17日宮崎県総合政策部中山間・地域政策課定め。以下「県地方就職学生支援事業実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次のアからエまでに掲げる都及び県の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める市町村をいう。
 - ア 東京都 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
 - イ 埼玉県 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
 - ウ 千葉県 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、いすみ市、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
 - エ 神奈川県 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び清川村

(交付対象経費)

第3条 地方就職支援金の交付対象経費は、就職活動等に係る経費（交通費）及び移住に係る経費（移転費）とする。

(交付対象者)

第4条 地方就職支援金の交付対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関し、ア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関し、次の（ア）及び（イ）に該当すること。
 - （ア） 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
 - （イ） 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
 - イ 移住先に関し、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - （ア） 宮崎県内に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、宮崎

県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

- (イ) 交付金の交付決定がされた後であって、宮崎県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- (ウ) 高鍋町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、卒業後に次号アの要件を満たす企業等に就職し、宮崎県内に移住する意思を有していること。
- (エ) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

ウ ア及びイ以外に関し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者であること。
 - (イ) 日本国籍を有する者であること、又は外国籍を有する者であって、かつ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
 - (ウ) その他宮崎県又は高鍋町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職及び就業に関し、次のア及びイに該当すること。

ア 就業先に関し、次の（ア）から（オ）までの全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が宮崎県内に所在し、かつ、第1項前号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

イ 就業条件等に関し、次の（ア）及び（イ）に該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 高鍋町から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用される予定であること。

（交付金額）

第5条 地方就職支援金の額は、以下のとおりとする。ただし、1人につき1回の交付を限度とする。

- (1) 就職活動等に係る経費（交通費）として、40,000円を支給する。
- (2) 移住に係る経費（移転費）として、以下の金額を支給する。
 - ア 移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合、300,000円を上限とする。
 - イ 移住に要する最低限の実費であることを証明できない場合、113,500円を上限とする。

（交付申請に必要な書類）

第6条 規則第3条第4号の規定によるその他町長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 地方就職支援金交付申請書（様式第1号）

- (2) 地方就職支援金交付申請に関する誓約事項（様式第2号）
- (3) 地方就職支援金に関する個人情報の取扱い（様式第3号）
- (4) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第4号）
- (5) 官公署の発行した顔写真付き身分証明書
- (6) 対象経費に関する交通費又は移転費の領収書
- (7) 就業証明書（様式第5号）。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する者にあつては内定証明書（様式第6号）
- (8) 卒業証明書又は修了証明書。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する者にあつては、卒業学年であることが確認できる在学証明書
- (9) 移住元の住所を確認できる書類
- (10) 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
（交付決定通知）

第7条 町長は、地方就職支援金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、規則第7条の規定による補助金等交付決定書のほかに地方就職支援金交付決定通知書（様式第7号）により、地方就職支援金を交付することが不適当と認めたときは地方就職支援金不交付決定通知書（様式第8号）により申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 町長は、地方就職支援金の交付決定を行った申請者に対して、地方就職支援金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から3か月以内に地方就職支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 宮崎県及び高鍋町は、県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職支援金の交付を受けた者に対し、県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求等）

第10条 地方就職支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該該当した旨を高鍋町地方就職支援金返還事由発生報告書（様式第9号）及び高鍋町地方就職支援金返還事由発生状況（様式第10号）により、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) 虚偽の申請等があつた場合
- (2) 在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する者で、申請日から起算して1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先へ就業しなかった場合
- (3) 在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する者で、申請日から起算して1年以内に高鍋町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に高鍋町に住民票がある場合はこの限りではない。
- (4) 就職開始日から起算して1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合はこの限りではない。
- (5) 転入日から起算して5年以内に高鍋町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日、又は申請日のいずれか遅い日から5年以内に転出した場合

2 町長は、前項の規定による報告（以下この項において「報告」という。）があつた場合又は報告

はないが、前項各号のいずれかに該当することが明らかな者がいることが判明した場合は、報告をした者又は当該前項各号いずれかに該当することが明らかな者に対して、高鍋町地方就職支援金返還請求書（様式第11号）により、交付した地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、同項第5号に該当する者のうち、転入日から起算して3年以上5年以内までに高鍋町から転出した者に対しては、交付した地方就職支援金の半額の返還を請求するものとする。

- 3 町長は、第1項各号のいずれかに該当した者のうち、当該該当した事由が就職した企業の倒産、災害、疾病その他やむを得ない事情によるものと宮崎県とともに認めた場合は、前項の規定にかかわらず、交付した地方就職支援金の返還を請求しないことができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関して必要な事項は、宮崎県知事と町長が協議して定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の高鍋町地方就職支援金交付要綱の規定は令和7年4月1日から適用する。